

### 啓発活動重点目標

# 「誰か」のことじゃない。

人権について  
考える1週間

## 人権週間とは？

昭和23年（1948年）12月10日、「世界人権宣言」が国際連合の総会において採択されました。それを記念して、12月10日は「人権デー」と定められ、日本では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として、人権の意義について広める活動が行われています。

人身取引をなくそう

震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

女性の人権を守ろう

子どもの人権を守ろう

性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

高齢者の人権を守ろう

ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

障がいを理由とする偏見や差別をなくそう

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

部落差別（同和問題）を解消しよう

インターネット上の人権侵害をなくそう

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう

感染症に関連する偏見や差別をなくそう

外国人の人権を尊重しよう



人権とは、誰もが生まれた時から持っている、自分らしく生きる権利です。とても大切に、とても身近なものです。それぞれの違いを認め合い、さまざまな価値観を受け入れられる社会をつくっていくために、あらためて「人権」について、自分に何ができるのか考えてみませんか。

## 島根県パートナーシップ宣誓制度

島根県と県内全市町村は、多様な性を認め合い、性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、パートナーシップ宣誓制度を共同で開始しました。

### どんな制度？

お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

島根県はお二人の関係性を証明する受領カードを交付します。そのカードを居住される市町村で提示されれば、公営住宅への入居などのサービスを受けることができます。

詳しくは、県のホームページ（右記の二次元コード）をご覧ください。



おたすね／島根県 人権同和対策課 人権啓発推進センター  
☎ 0852-22-6051 アドレス [jinken-c@pref.shimane.lg.jp](mailto:jinken-c@pref.shimane.lg.jp)

## 第36回隣保館まつり 人権標語特選作品

人権を  
子供に教え  
子に習う

大人の部

思い込み  
気付かぬうちに  
偏見に  
断ち切ろう  
周りに合わせる  
空気感

中学生の部

人の価値  
「できる」「できない」で  
決めないで

小学生  
高学年の部

「これくらい」  
あの子にとっては  
いちだいいじ  
ちがうよね  
あなたの「ふつう」と  
わたしの「ふつう」

小学生  
中学年の部

しっばいを  
みんなでたすけて  
大せいこう

小学生  
低学年の部

一人で悩まず  
ご相談ください。

相談は無料です。  
秘密は守ります。

みんなの人権110番 (受付時間：平日 8:30～17:15)

全国共通ナビダイヤル ☎0570-003-110

インターネット人権相談 (受付時間：24時間)  
<https://www.jinken.go.jp/>



おたすね／人権同和政策課 ☎22-7506